定款

第1章　総則

第1条　（商号）

当会社は、アルテリア・ネットワークス株式会社と称し、英文では、ARTERIA Networks Corporation と表示する。

第2条　（目的）

当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

(1)　電気通信事業法に基づく電気通信事業
(2)　電気通信事業法に基づく付加価値通信網による電気通信事業
(3)　電気通信事業法に基づく付加価値通信網設備の売買および賃貸
(4)　光ケーブル応用通信設備の開発、設置、保守の受託および販売ならびに光ケーブルシステムの運営、コンサルティング事業
(5)　電気通信回線利用加入者の募集およびその利用権販売、リース業
(6)　光ケーブル通信開発の企画、立案ならびに販売、調査・研究の受託
(7)　コンピュータによる情報処理事業
(8)　各種情報提供サービス業
(9)　通信機器およびその周辺機器の企画、設計、研究、開発、製作、運用、管理、保守、販売および賃貸
(10)　電気通信設備および情報処理システムの企画、設計、研究、開発、製作、運用、管理、保守、販売および賃貸
(11)　電気通信設備を利用した楽曲、画像および情報配信
(12)　各種コンピュータソフトウエアの企画、設計、研究、開発、製作、運用、管理、保守、販売および賃貸
(13)　電気通信、コンピュータ技術、資格等に関する指導、訓練の企画および実施
(14)　電気通信工事、土木工事業、建築工事、内装仕上工事業、塗装工事、防水工事の設計、施工、保守、管理および請負
(15)　各種施設の所有・運営・管理および賃借
(16)　各種料金の請求・収納代行業
(17)　リースおよびレンタル
(18)　コールセンター・コンタクトセンターの運営
(19)　通信販売業務
(20)　古物の売買およびその受託業
(21)　電力供給事業
(22)　エネルギーに関する制御機器およびシステム開発

(23)　電気工作物の工事、保守維持および運用
(24)　エネルギーに関するコンサルタント事業
(25)　エネルギーに関する制御機器および検針システムの保守サービス
(26)　前各号の事業を営む企業に対する出資
(27)　前各号に関する経営コンサルティング業およびその他コンサルティング業
(28)　前各号に付帯関連する一切の事業

第3条　（本店の所在地）
当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）
当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

第5条（公告方法）
当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株式

第6条　（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は200,000,000株とする。

第7条（単元株式数）
当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 10 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株主総会

第 11 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 12 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 13 条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 14 条　（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条　（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2.　会社法第 309 条 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）
　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2.　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　取締役、代表取締役および取締役会

第 17 条　（員数）
　当会社の取締役は 11 名以内とする。

第 18 条（選任方法）
　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2.　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3.　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 19 条（任期）
　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2.　増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

第 20 条（代表取締役および役付取締役）
　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2.　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 21 条（取締役会の招集権者および議長）
　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。
2.　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 22 条（取締役会の招集通知）
　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2.　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 23 条（取締役会の決議省略）
　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 24 条（取締役会規程）
　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 25 条（報酬等）
　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 26 条（取締役の責任免除）
　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2.　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章　監査役および監査役会

第 27 条（員数）
　当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 28 条（選任方法）
　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 29 条（任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 30 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 31 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 32 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 33 条 （報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 34 条 （監査役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章　会計監査人

第 35 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 36 条（任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 37 条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章　計算

第 38 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 39 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 40 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 41 条（剰余金の配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

作成　　2016 年 2 月 10 日
認証　　2016 年 2 月 10 日
会社設立 2016 年 2 月 12 日
全面改訂 2016 年 3 月 14 日
一部変更 2016 年 4 月 1 日
一部変更 2016 年 7 月 1 日
一部変更 2017 年 9 月 4 日
一部変更 2018 年 6 月 29 日

一部変更 2018 年 9 月 28 日
一部変更 2019 年 6 月 27 日
一部変更 2022 年 6 月 29 日
一部変更 2023 年 3 月 2 日